

3 研修体系

出水市職員研修規程第3条に規定する研修の種類の詳細は、次のとおりである。

(1) 職場研修

ア 職場内研修（いわゆるOJTといわれるもの）

課・係内における管理監督者である課長及び係長が、部下職員の啓発、職場の活性化、資質の向上を意図して、直接担当する仕事を通じて、又は仕事に関連させて、仕事に関する必要な知識、技能、問題解決能力等の向上について、計画的に部下を指導し、教育訓練する研修をいう。

課としての職場独自の課題、個々人の問題について、所属長である課長が課題を与え解決していくというのが本来の職場内研修の主旨である。

イ 集合研修

研修主管課で計画し実施する研修で、1つのテーマを設定し、そのテーマに関係する職員を対象に実施する研修をいう。

毎年、新規採用職員を対象にして、4月と10月に実施する実務研修もこの中に含める。

ウ 特別研修

講演、新しい制度の紹介等、特別なテーマを設定し、その専門家を招へいして実施する研修をいう。

職場研修とは、通常、(1)アの職場内研修をさす場合が多いが、本市では、この狭義の定義である職場内研修(=OJT)に加えて、研修主管課が実施する研修を含めて職場研修と定義する。

(On the Job Training)

この職場内研修は、研修目的と密着に関連しているので、効率的に実施できればその効果は即効性があり期待できるものである。また、継続的に実施でき経費もかからないという利点もあるが、その反面、管理監督者の認識や姿勢によって効果が左右されやすく研修体系としての一貫性が確保されにくいという面もある。従って、ますます管理監督者の役割が重要となってくる

研修である。

この職場内研修については、もっとも重要で、かつ効果的であるにも関わらず、ほとんど積極的に実施されていないのが実状である。

今後は、この職場内研修の重要性を再認識し、具体的な指導をしていく必要があると考える。

以上のことから、職場内研修を推進するために、次の研修事項について、強化することとする。

① 職場研修指導書の作成

② 部下の指導方法、職場における風土づくりに対する意識の啓発

(2) 職場外研修

ア 新規採用職員研修

鹿児島県自治研修センターが主催する研修に派遣して実施する研修をいう。

イ 一般職員研修

鹿児島県自治研修センターが主催する研修に派遣して実施する研修をいう。

ウ 管理監督者研修

鹿児島県自治研修センターが主催する研修に派遣して実施する研修をいう。

エ 専門研修

民間、公共的機関等が実施する専門研修に派遣して実施する研修をいう。

この研修には、事業課等が所管する研修、市町村アカデミー、日本経営協会が主催する研修も含める。

オ 派遣研修

勤務時間外に、さつま出水青年会議所に派遣して実施する研修や民間企業、地方公共団体等に派遣して実施する研修をいう。

カ その他の研修

その他，住民からの要請に応じて実施するいわゆる「出前講座」等を含めたその他の全ての研修をいう。

(3) 自主研修

職員自ら計画し，実施する研修をいう。具体的には，先進地（団体）行政実務研修，自主政策研究グループを設置して自らのテーマにより行政改善（事務改善）を目的にした研修及び通信教育による研修をいう。



【研修体系】

